

時00分の間を充てた。

また、余震発生時の消防活動と配備体制を見直し、神戸市及び阪神7市のいずれかの市（平成8年度の「芦屋市地域防災計画」で、「芦屋市」、「神戸市東灘区」又は「西宮市」に改正）において、震度3以上の地震が発生した場合は、警戒活動を開始することとし、震度4以上の場合は、自主的に参集する配備体制に改め、余震対策に当たった。

イ 災害弱者対策活動

1月23日から1月30日の間で、独居老人及び緊急通報システム対象者の実態確認調査を実施した。

ウ 二次災害対策活動

(ア) 宅地応急危険度判定調査

2月6日から15日までの10日間、県、住宅・都市整備公団及び芦屋市の合同で実施した宅地応急危険度判定調査に消防職員1人を派遣し、被害規模、緊急度、他への影響の有無、二次災害発生の有無等の確認調査を行った。（調査件数115件）

(イ) 土砂災害対策

山地・山麓部の地震被害状況は、山腹から崩壊した土石が山腹面及び谷部に堆積し、今後の豪雨による土石流発生危険があり、地滑りについても山麓部の4か所で発生した。また、急傾斜地崩壊危険箇所についても震災前の8か所から12か所に増え、二次災害の発生が危惧された。

土砂災害防止のための緊急砂防工事等は、建設省六甲砂防工事事務所及び兵庫県六甲治山事務所で進められ、警戒避難対策として、次の諸装置が設置された。

- ・土石流発生感知装置（ワイヤーセンサー）の設置 危険溪流 7か所
- ・雨量計の設置（三条北公園・和風園・霊園） 3か所
- ・監視機器等の設置 地滑り 1か所

また、土砂災害の警戒避難体制の整備については、国、県及び関係市町で「兵庫県総合土砂災害対策推進委員会」等を設置し、避難勧告検討時の警戒、避難基準雨量の増量運用、土石流発生予測データの総合的運用を図るとともに、「土石流災害危険箇所図」及び「六甲山系土石流予測図」を作成配布するなどの土砂災害防止対策を推進することとなった。

消防本部は、第一次の救助活動終了後の1月23日から30日の間で急傾斜地崩壊危険箇所及び地滑り発生箇所の実態把握調査を実施し、土砂災害危険箇所図を作成して定期的巡視に当たるとともに、降雨時

の警戒実施基準を「時間雨量10mm以上、降り始めからの総雨量50mm」と定め、警戒体制を強化するとともに、土石流発生感知装置及び雨量計等の住民説明会及び取扱訓練指導を行い、土砂災害防止活動に当たった。

震災後、平成7年5月11日～12日（総雨量82mm）及び7月3日～6日（総雨量198mm）に本格的大雨を記録したが、避難勧告の発動に至らず、最初の梅雨期をのりきり、その後の台風や長雨においても、被害の発生もなく今日を迎えている。

エ 災害廃棄物処理支援活動

家屋解体等の廃棄物処分地には、南芦屋浜埋立地が計画されたが、通行路の浜風大橋復旧までの間（1月30日～2月10日）の仮置場として芦屋浜の芦屋大学グラウンドが充てられ、自然発火防止と粉塵飛散防止のため、環境施設課の協力要請に応え散水活動に従事した。

- ・実施日時 2月7日から2月10日の4日間 延べ8時間
- ・実施人員 消防職員 延べ13人 消防団員 延べ32人
- ・散水対象 面積 2ha 廃棄物数量 35千トン

オ 応急仮設住宅支援活動

被災者の住宅確保のため、応急仮設住宅が平成7年1月22日から4月29日までの間で建設され、2月7日から入居が開始された。

仮設住宅建設用地は、市の公園、未利用地はもちろんのこと小中学校、高校グラウンド及び国、県、民間用地も提供いただき市内41か所に2,914戸が建設され、その規模は、最小規模で1棟、4戸、最大で60棟、746戸の仮設住宅が建設され、仮設住宅規模に応じた火災対策を検討する必要がある。また、山麓部の仮設住宅では、降雨時の風水害対策にも配慮する必要がある。消防は、次のような応急仮設住宅支援活動に当たった。

(ア) 入居者審査等支援

仮設住宅入居資格者は、全・半壊建物居住者とされたため、消防本部の建物被害調査結果との照合事務と現地確認調査に消防職員が当たった。また、1月31日、3月8日及び3月28日に行われた抽選会には、消防団長等が立会い支援を行った。

(イ) 応急仮設住宅火災防止対策

仮設住宅建設時に消火器、簡易警報器の設置及び仮設住宅規模に応じて仮設消火栓の設置を指導し、入居後においては、防火広報紙の作成配布及